

川崎市交通局規程第17号

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦紀

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成元年交通局規程第6号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項中「半日単位の年次休暇は、」の次に「局長が別に定める場合を除き」を加える。

別表第3の3の項中「災害時」を「災害又は交通機関の事故等」に改め、同表備考14関係第1号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 局長が定める団体が行う地域課題の解決や地域の活性化に係る活動であって局長が定めるもの

別表第3備考14関係第3号を次のように改める。

(3) 付与日数の単位は、第10条第11項の規定を準用する。この場合、同項後段中「8時間」とあるのは、「7時間45分」と読み替えるものとする。

別表第3備考14関係に次の1号を加える。

(4) この休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。